



島根県報

令和2年7月3日(金)

第 120 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則 (林 業 課) 2

【告 示】

生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出 (地 域 福 祉 課) 5

生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出 (") 5

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (") 5

生活保護法の規定による指定介護機関の事業休止の届出 (") 6

【公 告】

島根県難病患者等公費負担管理システム開発・運用保守業務委託に係る事業予定者を決定するための提案競技の実施 (健 康 推 進 課) 7

基本測量の実施 (技 術 管 理 課) 11

【人委告示】

令和2年度島根県警察官(大学卒)採用試験(第1回)に係る第2次試験の種目等の変更 12

【正 誤】

令和2年3月31日付け島根県報号外第46号中 (人 事 課) 15

令和2年3月3日付け島根県報第85号中 (教 育 施 設 課) 15

令和2年3月31日付け島根県報号外第36号中 (学 校 企 画 課) 15

公布された条例等のあらまし

◇島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則（規則第65号）

1 規則の概要

- (1) 木材産業等高度化推進資金の種類、資金内容、貸付条件等を改めることとした。（第2条・第3条・別表関係）
- (2) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月3日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第65号

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則（昭和55年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「、構造改善合理化資金（原木確保協定促進資金(1)及び原木確保協定促進資金(2)（いずれも木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）第4条第1項の規定による木材安定供給確保事業に関する計画として知事の認定を受けた者への貸付けに係るものに限る。）に限る。）」を削り、同項第3号中「構造改善合理化資金（木材高度加工資金(1)、木材高度加工資金(2)、原木確保協定促進資金(1)及び原木確保協定促進資金(2)（原木確保協定促進資金(1)及び原木確保協定促進資金(2)にあつては、木安法第4条第1項の規定による木材安定供給確保事業に関する計画として農林水産大臣の認定を受けた者への貸付けに係るものに限る。））及び」を「木材高度加工資金（木材高度加工資金(1)及び木材高度加工資金(2)）、」に改め、「）に限る。）」の次に「及び木材安定供給資金」を加える。

第3条第1項第2号中「構造改善合理化資金」を「木材高度加工資金」に改め、同項第3号中「とする。」を削り、同項に次の1号を加える。

- (4) 木材安定供給資金 県内に住所を有する者で木材安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）第4条第1項の規定により同項に規定する木材安定供給確保事業に関する計画（以下「事業計画」という。）の認定を受けたもの

第6条第1項に次の1号を加える。

- (4) 第3条第1項第4号に掲げる資金の貸付けを受けようとする者

- ア 知事の認定を受けた事業計画の写し
- イ 当該資金が木安法第4条第3項の木材安定供給確保事業に係るものであることを証する書類

第7条第2項及び第3項中「又は林業経営改善計画」を「、林業経営改善計画又は事業計画」に改める。

第8条第1項中「毎四半期末」を「年度の半期ごと」に、「四半期」を「半期」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、融資機関に対し、月末における貸付状況を当該月の終了後10日以内に報告させることができる。

別表第2号を次のように改める。

2	木材	1	木材高度加工資金(1)	作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するために必要な資金、原材	1	利率
	高度加		知事が別に定めるものが木			年1.3パーセント（債務保証

<p>工資金</p>	<p>材加工を行うために必要な短期運転資金</p>	<p>料となる素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費（JAS無垢材に係るものに限る。）</p>	<p>の場合は、年0.9パーセント） 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 100,000,000円（別に定める基準に適合する場合にあっては、200,000,000円）</p>
	<p>2 木材高度加工資金(2) 長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づき木材高度加工資金(1)を借り受けようとする者に原材料となる素材又は木材製品の供給を行うのに必要な短期運転資金</p>	<p>1 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費 2 素材又は木材製品の引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金であって、素材若しくは木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金</p>	<p>1 利率 年1.3パーセント（債務保証の場合は、年0.9パーセント） 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 100,000,000円（別に定める基準に適合する場合にあっては、200,000,000円）</p>

別表に次の1号を加える。

<p>4 木材安定供給資金</p>	<p>1 素材生産を行うのに必要な資金（ただし、貸付対象者は、森林所有者等に限る。） 素材生産を行うのに必要な短期運転資金</p>	<p>施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「管理経営法」という。）第8条の14第4項に基づき納付すべき樹木料、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費。 なお、管理経営法第8条の5第3項に基づく権利設定料を含む。</p>	<p>1 利率 年1.3パーセント（債務保証の場合は、年0.9パーセント） 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 300,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあっては、400,000,000円）</p>
	<p>2 素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な資金（ただし、貸付対象者は、木材利用事業者等に限る。） 素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な短期運</p>	<p>素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金</p>	<p>1 利率 年1.3パーセント（債務保証の場合は、年0.9パーセント） 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額</p>

転資金			300,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあっては、400,000,000円）
3 素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金(1) 素材又は木材製品の引取りを行うのに必要な短期運転資金	素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費並びに作業委託費	1 利率 年1.3パーセント（債務保証の場合は、年0.9パーセント） 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 300,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあっては、400,000,000円）	
4 素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金(2) 木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な短期運転資金	ICTを活用したデータベース整備費用等及び作業委託費	1 利率 年1.3パーセント（債務保証の場合は、年0.9パーセント） 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 300,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあっては、400,000,000円）	
5 素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金（ただし、貸付対象者は、木材の輸送を業として行う者に限る。） 素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な短期運転資金	輸送を行うための作業労賃、燃料費、機械・車両の使用料及び維持費用	1 利率 年1.3パーセント（債務保証の場合は、年0.9パーセント） 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 300,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあっては、400,000,000円）	
6 木材製品利用事業を行うのに必要な資金（ただし、貸付対象者は、木材製品利用事業者等に限る。） 木材製品利用事業を行うのに必要な短期運転資金	木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、木材製品の引取りに必要な輸送費、木材製品の加工又は利用するための作業労賃、電力費、燃料費その他の木材製品を加工又は利用するのに必要な資金	1 利率 年1.3パーセント（債務保証の場合は、年0.9パーセント） 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 300,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁	

長官が承認した場合にあっては、400,000,000円)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

島根県告示第438号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年7月3日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称		所在地	
			変更前	変更後		
社会福祉法人 吉賀町社会福祉 協議会	鹿足郡吉賀町六日市 580番地4	居宅介護支援事業	六日市ケアマ ネセンター	吉賀町ケアマ ネセンター	鹿足郡吉賀町 六日市580番地 4	平成24年 4月1日

島根県告示第439号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年7月3日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人 多伎の郷	出雲市多伎町小田50番 地3	短期入所療養介護	介護老人保健施 設 たき	出雲市多伎町 小田50	出雲市多伎町 小田50番地7	平成16年 6月22日

島根県告示第440号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年7月3日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 放泉会	大田市三瓶町池田2661 番地3	通所介護	デイサービスセン ターさんべ	大田市三瓶町池田 2661番地3	令和2年4月1 日

社会福祉法人 吉賀町社会福祉 協議会	鹿足郡吉賀町六日市 580番地4	訪問入浴介護	吉賀町訪問入浴事 業所	鹿足郡吉賀町六日市 573番地2	令和2年3月31 日	
		介護予防訪問入浴 介護				
有限会社 仁成 堂	山口県山口市道祖町6 番13号	居宅療養管理指導	大谷仁成堂薬局乙 吉店	益田市乙吉町イ322 番地10	令和2年3月31 日	
		介護予防居宅療養 管理指導				
合同会社 江の 川	江津市都野津町2363番 地12	居宅療養管理指導	つのづ薬局	江津市都野津町2363 番地12	令和2年3月31 日	
		介護予防居宅療養 管理指導				
社会福祉法人 浜田市社会福祉 協議会	浜田市野原町859番地 1	訪問介護	浜田市社会福祉協 議会 金城さんあ い訪問介護事業所	浜田市金城町下来原 1541番地20	平成28年4月30 日	
		通所介護	浜田市社会福祉協 議会 金城さんあ いデイサービスセ ンター		平成28年3月31 日	
		訪問介護	金城町さんあい指 定訪問介護事業所	浜田市金城町下来原 1541番地5	平成15年3月31 日	
		通所介護	金城町さんあい指 定通所介護事業所			
		居宅介護支援事業	金城町さんあい居 宅介護支援事業所	浜田市社会福祉協 議会 金城さんあ い居宅介護支援事 業所	浜田市金城町下来原 1541番地20	令和2年3月31 日
		通所介護	今福さんあい指定 通所介護事業所			浜田市金城町今福 281
			波佐さんあい指定 通所介護事業所	浜田市金城町波佐イ 425番地2		
		訪問入浴介護	しあわせ入浴みす み	浜田市三隅町向野田 1880番地3	令和2年3月31 日	
		訪問介護	ヘルパーみすみ		平成31年4月30 日	
		居宅介護支援事業	居宅介護支援事業 みすみ	浜田市三隅町向野田 605番地2	令和2年3月31 日	

島根県告示第441号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年7月3日

島根県知事 丸 山 達 也

事業 者		休止する事業	事業 所		休止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 あい來福社会	出雲市中野町862	第一号通所事業	デイサービス むつみ	出雲市中野町862	令和2年4月1日

公 告

島根県難病患者等公費負担管理システム開発・運用保守業務委託に係る事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

令和2年7月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 業務名

島根県難病患者等公費負担管理システム開発・運用保守業務

(2) 業務の内容

島根県難病患者等公費負担管理システムの開発及び運用保守

(3) 仕様等

島根県難病患者等公費負担（難病・小慢・不妊）管理システム開発及び運用保守業務に係る提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

ア 島根県難病患者等公費負担管理システム開発期間

契約の日から令和3年3月31日まで

イ 島根県難病患者等公費負担管理システム運用保守期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 提案価格の上限額

ア 島根県難病患者等公費負担管理システムの開発費

24,393,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

各年度上限額 令和2年度 0円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和3年度 4,878,720円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和4年度 4,878,720円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和5年度 4,878,720円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和6年度 4,878,720円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和7年度 4,878,720円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

イ 島根県難病患者等公費負担管理システムの運用保守費

11,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

各年度上限額 令和3年度 2,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和4年度 2,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和5年度 2,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和6年度 2,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和7年度 2,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ウ 島根県難病患者等公費負担管理システムの開発費及び運用保守費の総額
35,393,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 島根県税を滞納していない者であること。
- ウ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- エ 島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- キ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。
- ク ISO9001、ISMS適合性評価制度及びPMS制度における認証等を取得し、現在も保持していること。
- ケ 都道府県又は指定都市において本業務内容と同種同等の業務（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく特定医療費等に係る台帳管理を行うシステムであつて個人番号による情報連携（情報提供及び情報照会）の機能を有するもの）を導入した実績があり、当該システムが公告時において運用中であること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ウ) 構成員の住所及び名称
- (エ) 代表者の氏名
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (サ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

オ 共同企業体の代表者は(1)のク及びケに該当すること。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和2年7月3日（金）から同月15日（水）までの、閉庁日を除く毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

イ 配布場所及び問合せ先

島根県松江市殿町2番地（島根県第二分庁舎3階）

島根県健康福祉部健康推進課 難病支援グループ

（電子メール kenkosuishin@pref.shimane.lg.jp）

ウ 配布手続

提案競技に必要な県の各種資料を閲覧及び受領するには、守秘義務の遵守に関する誓約書（様式5）を提出すること（持参、郵送又は電子メールによる。誓約書様式は、島根県ホームページで提供する。）。

各種資料の電子交付を希望する場合は、法人名、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先メールアドレスを明記し、(1)イまで電子メールにて申し込むこと。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提案書の提出について

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加申込書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

エ 直近の財務諸表 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

オ 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。また、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、県民センターの長が発行する「徴収猶予（徴収猶予の期間延長）通知書」又は「申請による換価の猶予（換価の猶予の期間延長）通知書」の写しの提出で可とする。）

カ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。また、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、税務署長が発行する「納税の猶予許可通知書」又は「換価の猶予許可通知書」の写しの提出で可とする。）

キ 2の(2)のアに関する協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

ク 担当者届 1部

ケ 2の(1)のクに係る事項が確認できる書類 1部（証明書の写し）

コ 2の(1)のケに係る事項が確認できる書類 1部（契約書及び仕様書の写し）

サ 提案書 5部

シ 見積書 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

持参又は郵送による。

イ 提出期限

(7) (1)アからコまでの書類については、令和2年7月29日（水）午後3時までに提出すること。

また、郵送の場合は書留とし、期限日の正午までに必着のこと。

(4) (1)サ及びシの書類については、令和2年8月12日（水）午後3時までに提出すること。

また、郵送の場合は書留とし、期限日の正午までに必着のこと。

ウ 提出先

11に同じ。

5 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（FAX又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 提出先は、11と同じとする。

(3) 提出期限は、令和2年7月15日（水）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、令和2年7月22日（水）までに提案競技説明書受領者全員に対しFAX又は電子メールにより通知する。

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、令和2年7月31日（金）までに郵送にて通知する。

7 選定方法

(1) 別に設置する「島根県難病患者等公費負担管理システム開発・運用保守業務委託に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、業務受託者の選定を行う。

(2) 審査要綱については、別途定める。

(3) 評価については、仕様書の要求に対する提案書内容及びコストの抑制（見積額）の点を考慮する。

(4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。

(5) 評価点の最も高い者を契約の予定者とする。総合評価点が高い者が2人以上あるときは、技術評価点の高いものを契約の予定者とする。

(6) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ、審査委員会によるヒアリング及び提案競技参加者によるプレゼンテーション（補足説明）を行う。

(7) ヒアリング及びプレゼンテーションの実施日時は、提案競技参加者に別途通知する。

(8) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(9) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他の留意事項

(1) 提案競技参加に係る費用は、提案者の負担とする。

(2) 提案競技及び契約の手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。

(4) 提出書類の返却は、行わない。

(5) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(6) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒690-8501 島根県松江市殿町2番地

島根県健康福祉部健康推進課 難病支援グループ 担当：泉

電話（直通） 0852-22-5324 F A X 0852-22-6328

電子メール kenkosuishin@pref.shimane.lg.jp

12 Summary

(1) Nature and quantity of service to be required: Development and operational maintenance of a Public Expense Management System for Patients With Incurable Diseases for the Shimane Prefectural Government, 1 set.

(2) Deadline for submission of vendor qualifications: by 3:00 p.m. July 29, 2020

(3) For further details, please contact: Health Promotion Division, Shimane Prefectural Government 2

Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL: 0852-22-5324

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年7月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（成果不整合地域における基準点改測、電子基準点現地測量）

2 作業期間

令和2年7月27日から令和3年2月28日まで

3 作業地域

仁多郡奥出雲町及び邑智郡邑南町

人 事 委 員 会 告 示**島根県人事委員会告示第11号**

令和2年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第1回）に係る試験の日時等の変更（令和2年島根県人事委員会告示第8号）について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、第2次試験の種目及び内容を変更することとしたので、告示する。

令和2年7月3日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

1 採用予定人員及び職務内容

採用区分		採用予定人員	職 務 内 容
10月採用	男性	10名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
	女性	2名	
4月採用	男性	29名	
	女性	7名	
武道		1名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。また、原則として、警備部機動隊に配属され、柔道又は剣道の特別訓練員としての業務に従事する。

(注) 1 採用予定人員は、変更する場合がある。

2 採用時期は、原則として、採用区分が「10月採用」の場合は令和2年10月1日、「4月採用」及び「武道」の場合は令和3年4月1日とする。

3 採用区分「10月採用」、「4月採用」、「武道」は、受験資格を満たせば併願可とする。ただし、最終合格決定に当たり、併願者が複数の区分で合格対象者となった場合は、以下の①から順に判断し、合格対象となった区分以外は合格の対象としない。

①「武道」 ②「10月採用」 ③「4月採用」

2 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢、学歴、資格等

採用区分		年齢・学歴・資格等
10月採用	男性	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業したもの又は令和2年9月30日までに卒業する見込みのもの
	女性	
4月採用	男性	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業したもの又は令和3年3月31日までに卒業する見込みのもの
	女性	
武道		次のア及びイに該当する者 ア 平成6年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業したもの又は令和3年3月31日までに卒業する見込みのもの イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者

(2) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	令和2年6月21日(日) 受付時間 8:30~9:00	松 江 市 島根県自治研修所 (松江市内中原町)	6月26日(金)に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
	試験時間 9:30~12:00	浜 田 市 島根県立大学(浜田キャンパス) (浜田市野原町)	
第 2 次 試 験	・作文試験、適性検査、身体検査 ①及び②並びに体力検査 令和2年7月12日(日) ・面接試験 令和2年7月12日(日)から7月15日(水)までのうち指定する日 ※詳細は、第1次試験合格の際に通知する。	松 江 市 島根県職員会館 (松江市内中原町)	7月31日(金)(予定)に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

4 試験の種目及び内容

(1) 男性・女性

区分	試験種目	内 容
第 1 次 試 験	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験(大学卒業程度)
	特技加点 (30点)	別欄に掲げる対象特技(英語、柔道、剣道及び情報処理)の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。
第 2 次 試 験	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接(事前に自己紹介書を提出)
	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査 身体検査①	警察官としての職務遂行に必要な適性の検査 警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は、不合格とする。 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。

身体検査②	警察官としての職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）
体力検査 (90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立伏せ、立幅跳び、時間往復走を行う。

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

第1次試験の 加点対象特技	英語	
	ア 実用英語技能検定（英検）	準2級以上
	イ TOE I C	470点以上
	ウ TOE F L P B T C B T i B T	447点以上 130点以上 44点以上
	エ 国際連合公用語英語検定（国連英検）	D級以上
	柔道 初段以上（講道館認定）	
	剣道 初段以上（全日本剣道連盟認定）	
	情報処理 情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家試験）の合格	
確認方法	対象特技を証明する書類（合格証書・段位証書等）の原本とその写し（A4判）を第1次試験受付時に提出する。 次のア又はイのいずれかに該当する場合は、加点しない。 ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合	

(2) 武道

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 (100点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（大学卒業程度）
第2次試験	面接試験 (700点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接（事前に自己紹介書を提出）
	作文試験 (100点)	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査	警察官としての職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査①	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	身体検査②	警察官としての職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）
	体力検査 (100点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立伏せ、立幅跳び、時間往復走を行う。

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

5 合格から採用まで

- (1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者（島根県警察本部長）がその中から採用者を決定する。
なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。
- (2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合又は3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。
- (3) 採用後は、巡査に任命され、島根県警察学校に入校し、6月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

6 給与

初任給は、令和2年4月1日現在、大学卒22歳で月額209,768円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

7 その他

「自己紹介書」は、面接試験受験に必要な書類であるので、令和2年6月26日（金）から7月3日（金）までに島根県人事委員会事務局まで提出すること。

正 誤

令和2年3月31日付け島根県報号外第46号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
17	上から15	「(団体検査室)」を削り	「こと」の次に「(団体検査室)」を加え
21	下から1	同部納税部の項	同部税務部の項

令和2年3月3日付け島根県報第85号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
15	下から1	令和2年4年1日	令和2年4月1日

令和2年3月31日付け島根県報号外第36号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
9	上から16	第6号第1号	第6条第1号